

# 夜間中学について

- 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了していない学齢経過者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の者など様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等  
（就学の機会の提供等）第14条  
（協議会）第15条

- 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校（※）である。

- ・公立の場合、授業料は無償である
- ・週5日間の授業がある
- ・教員免許を持っている先生が教える
- ・全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

（※）制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得るが、現存の夜間中学は全て公立である。

- 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。

※第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁（令和3年1月25日）

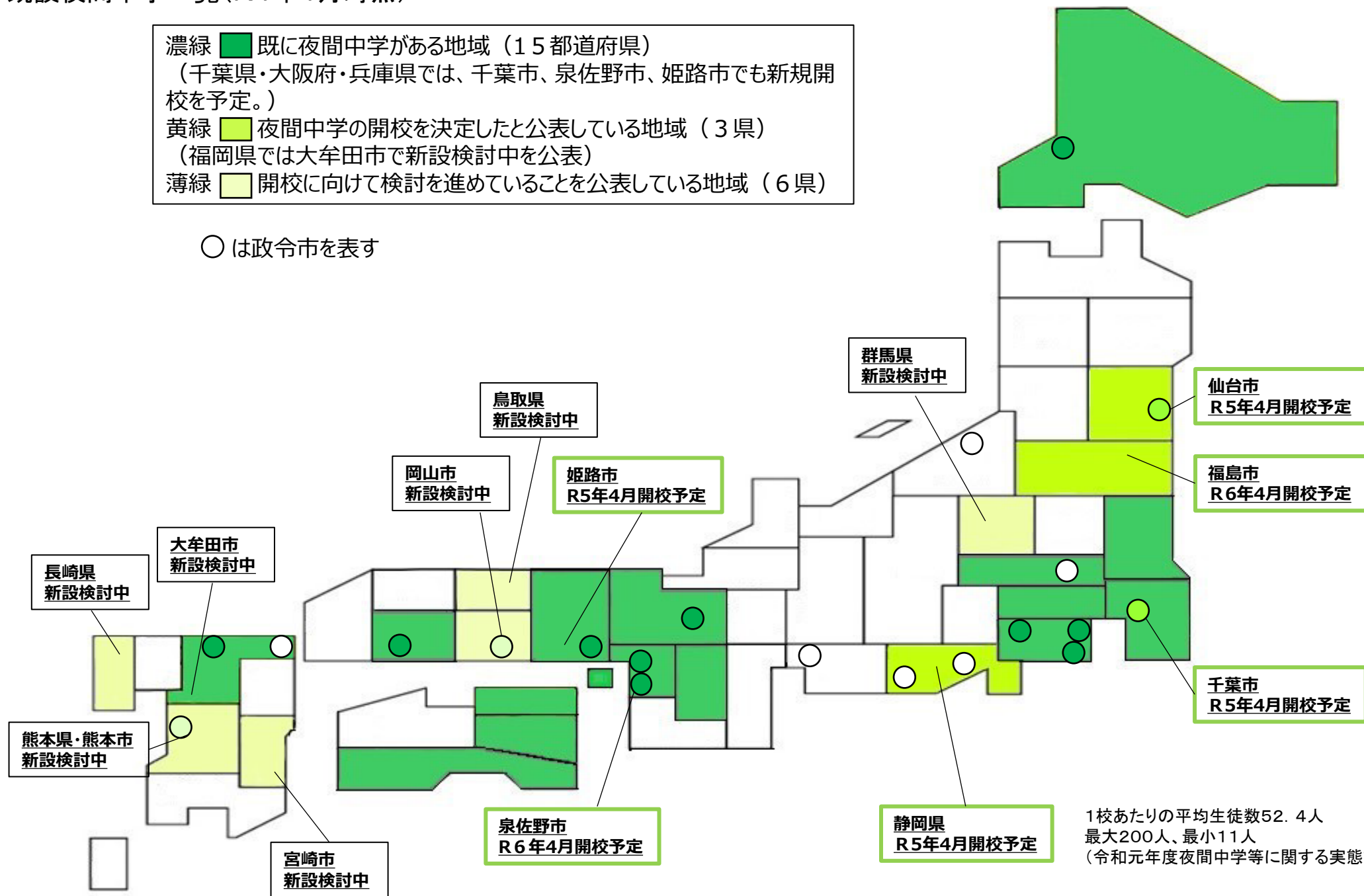
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

# 夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(R4年4月時点) 15都道府県34市区に40校

- 濃緑 ■ 既に夜間中学がある地域 (15 都道府県)  
(千葉県・大阪府・兵庫県では、千葉市、泉佐野市、姫路市でも新規開校を予定。)
- 黄緑 ■ 夜間中学の開校を決定したと公表している地域 (3 県)  
(福岡県では大牟田市で新設検討中を公表)
- 薄緑 ■ 開校に向けて検討を進めていることを公表している地域 (6 県)

○ は政令市を表す



1校あたりの平均生徒数52.4人  
最大200人、最小11人  
(令和元年度夜間中学等に関する実態調査)

# 夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館（せいゆうかん）中学校【令和4年4月開校】
茨城県	常総市	水海道（みつかいどう）中学校
埼玉県	川口市	芝西（しばにし）中学校陽春（ようしゅん）分校
千葉県	市川市	大洲（おおす）中学校
	松戸市	第一（だいいち）中学校みらい分校
東京都	足立区	第四（だいよん）中学校
	荒川区	第九（だいきゅう）中学校
	江戸川区	小松川（こまつがわ）第二中学校
	大田区	糀谷（こうじや）中学校
	葛飾区	双葉（ふたば）中学校
	墨田区	文花（ぶんか）中学校
	世田谷区	三宿（みしゅく）中学校
	八王子市	第五（だいご）中学校
	神奈川県	川崎市
横浜市		蒔田（まいた）中学校
相模原市		大野南（おおのみなみ）中学校分校【令和4年4月開校】

都道府県	設置主体	学校名
京都府	京都市	洛友（らくゆう）中学校
大阪府	大阪市	天王寺（てんのうじ）中学校
		天満（てんま）中学校
		文（ふみ）の里（さと）中学校
		東生野（ひがしいくの）中学校
	岸和田市	岸城（きしき）中学校
	堺市	殿馬場（とのばば）中学校
	豊中市	第四（だいよん）中学校
	東大阪市	布施（ふせ）中学校
		意岐部（おきべ）中学校
	守口市	さつき学園
	八尾市	八尾（やお）中学校
奈良県	橿原市	畝傍（うねび）中学校
	天理市	北（きた）中学校
	奈良市	春日（かすが）中学校
兵庫県	尼崎市	成良（せいりょう）中学校琴城（きんじょう）分校
	神戸市	丸山（まるやま）中学校西野（にし野）分校
		兵庫（ひょうご）中学校北分校
広島県	広島市	観音（かんおん）中学校
		二葉（ふたば）中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらすぎ中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際（こうちこくさい）中学校
香川県	三豊市	高瀬（たかせ）中学校【令和4年4月開校】
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校【令和4年4月開校】

# 令和2年国勢調査の結果(令和4年5月27日公表)概要について

## 1. 調査内容

- 国勢調査(就業状態等基本集計)の調査項目には、「在学、卒業等教育の状況」(10年に1度実施)があり、令和2年は、夜間中学の設置ニーズ等を把握するため、「在学中」又は「卒業」の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に分割して実施。

平成22年調査表

8 教育	在学中	卒業	未就学
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください</li> <li>在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</li> <li>専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください</li> </ul>	小学 中学	高校 旧中	幼稚園 保育園 保育所
	短大 高専	大 学 大学院	乳 児 その他

(従前)

- ◆ 「未就学」は在学したことのない者又は小学校中退者
- ◆ 小学校のみ卒業者と、中学校まで卒業又は中学校中退者の人数が混在

令和2年調査表

10 教育	在学中	卒業	未就学
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください</li> <li>在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください</li> <li>専修学校(専門学校など)・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください</li> </ul>	小 学 中 学	幼 稚 園 保 育 園 保 育 所	認 定 こ ど も 園 乳 児 ・ そ の 他
	短大・高専 大 学 大 学 院		

(今回)

- ◆ 左と同じ
- ◆ 小学校のみ卒業者又は中学校中退者の人数の正確な把握が可能

## 2. 調査結果

- 令和2年10月時点において、未就学者は約9万人、最終卒業学校が小学校の者は約80万人。
- 夜間中学の設置ニーズが、統計上より顕在化。

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年
未就学者 (※1) (人)	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187	94,455
最終卒業学校が小学校の者 (※2) (人)	—	—	—	—	—	—	804,293

※1「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている94,455人(日本国籍85,414人、外国籍9,024人)をいう。

平成22年国勢調査までは、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていない。

※2「最終卒業学校が小学校の者」の定義：小学校のみ卒業した人又は中学校を中退した人とされている804,293人(日本国籍784,536人、外国籍19,731人)をいう。(出典：国勢調査)

➡ 令和4年6月1日付けで、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を发出。

## 背景

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。(その後、全ての指定都市における設置も促進。)平成31年度に2校、令和2年度に1校、令和3年度に2校新設され、現在、全国12都府県30市区に36校。各地で設置機運が高まっている。

## 目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

### ① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 57百万円

#### ◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。(設置準備期間は4,000千円、開設後は2,500千円を上限に補助(補助率1/3))

#### ◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。(文部科学省直接執行予算)

補助割合

新設準備2年間：1/3 ※上限400万円  
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金(報償費を含む。)、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

## 夜間中学の教育活動の充実

### ② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 18百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 遠方から通学する生徒への支援の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費(図書購入費を含む。)、会議費、通信運搬費、雑役務費(印刷製本費を含む。)、消費税相当額、一般管理費、再委託費

### 【関連施策】

- ▶ 公立学校施設整備費国庫補助(通常の中学校と同様に対応)
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

# 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する 学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議

## 1. 会議設置までの経緯

- 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する教育に関し、我が国の学校において才能をどのように定義し、見だし、その能力を伸ばしていくのかという議論はこれまで十分に行われていなかった状況。
- 令和3年1月の中教審答申（『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～）等において、こうした児童生徒の指導・支援の在り方の専門的な検討が求められた。
- このため令和3年6月本会議を初等中等教育局長の下に設置。（座長：岩永雅也(放送大学学長)）

## 2. 検討状況

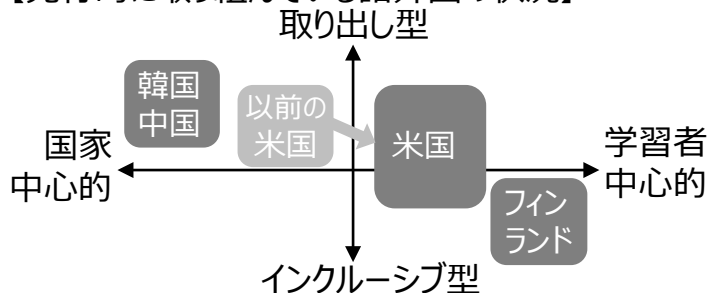
- 令和3年12月17日に「論点整理」をとりまとめ。  
年明け以降、「論点整理」の論点に沿って議論を進めている。
- これまで計11回にわたり会議を開催中。（令和4年6月現在）
- 令和4年中に有識者会議としての取りまとめを行う予定。

(令和3年12月)

## 1 現状

- ・諸外国ではIQなどによる一律の基準ではなく、大綱的に定義。才能は、科学技術・芸術・スポーツ等の領域に固有なものとして捉える傾向。
- ・特異な才能のある児童生徒は、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、過敏などの認知・発達の特徴があり、それに伴う困難を抱えることも。
- ・才能教育には、早修（プログラムを速く・早期に履修。飛び級、早期入学など）と拡充（深化内容の学習。放課後・夏季プログラム、コンテストなど）がある。

【先行的に取り組んでいる諸外国の状況】



【我が国における状況】

- ・特定の領域に焦点を当てた学校の支援や才能を伸長する支援。
  - \* 科学技術人材を育成する「スーパーサイエンスハイスクール」
  - グローバル人材を育成する「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」
  - \* 大学等が理数系分野で突出した能力を有する児童生徒の能力を伸長する「グローバルサイエンスキャンパス」、「ジュニアドクター育成塾」
- ・高等学校では、大学等で学修を行った場合に単位認定可能。
- ・大学・民間事業者・NPO等が、興味・関心に応じたプログラムを実施。

## 2 指導・支援に関する課題

### ○学習に関する状況

- ・学校の授業での学習内容が知っていることばかり。
- ・活用の場面が与えられない。
- ⇒資質・能力を伸ばせない。充実した学びができない。

### ○学校生活に関する状況

- ・知的側面が年齢不相応に発達しているため、同級生との会話や友人関係構築に困難。
- ・教師との関係で課題を抱える場合もある。
- ・トラブルや孤立が発生する場合もある。

⇒ 以上の結果、不登校になる場合もある。

### ○特異な才能のある児童生徒を取り巻く状況

- ・教委・学校・教師による効果的な支援が行われている実態もあるが、各主体の理解や体制に左右。
- ・興味・関心に合った学校外の学びの場にアクセスできない（地域偏在）や、情報が届かない状況。
- ・環境整備は、国民的な合意形成の視点も重要。

## 3 検討の方向性

### ○全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として検討

- ・学校現場が分断されたり、特異な才能のある児童生徒が差別対象となったりしないよう留意。

【検討の留意点】

- ・学校種の特性を踏まえること
- ・学校外の学びの場など、広く児童生徒の特性や困難に応じた対応策を検討すること
- ・デジタル社会の進展を踏まえること
- ・教育課程の共通性との関係に留意すること

## 4 今後議論すべき論点

	教室内・学校内における対応	学校外における対応
学習活動の困難への対応	教材・指導法、個に応じた指導	学校外の学びの場の充実
学校生活の困難への対応	学級経営・生徒指導等	学校外の学びの場の充実

※その他、既存施策の活用や、才能と障害を併せ有する場合の対応についても検討。

### ○必要な環境や体制

- ・特異な才能や認知の特性等を見いだす方策
- ・教委や学校関係者の理解啓発のための方策
- ・学校や教委に対する必要な支援や体制整備
- ・学校外の学びの場を活用しやすくする方策
- ・保護者へのサポートや社会の理解啓発のための方策
- ・先行的な実践を全国に普及させるための方策

## 5 今後の予定

4で記載した各項目について、年明け以降に引き続き議論を行い、令和4年中に有識者会議としてのまとめを行う。

# 外国人の子供の就学状況等調査結果(令和3年度)

調査基準日: 令和3年5月1日

## (1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数133,310人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、10,046人となる。(さらに④を加えると13,240人。)

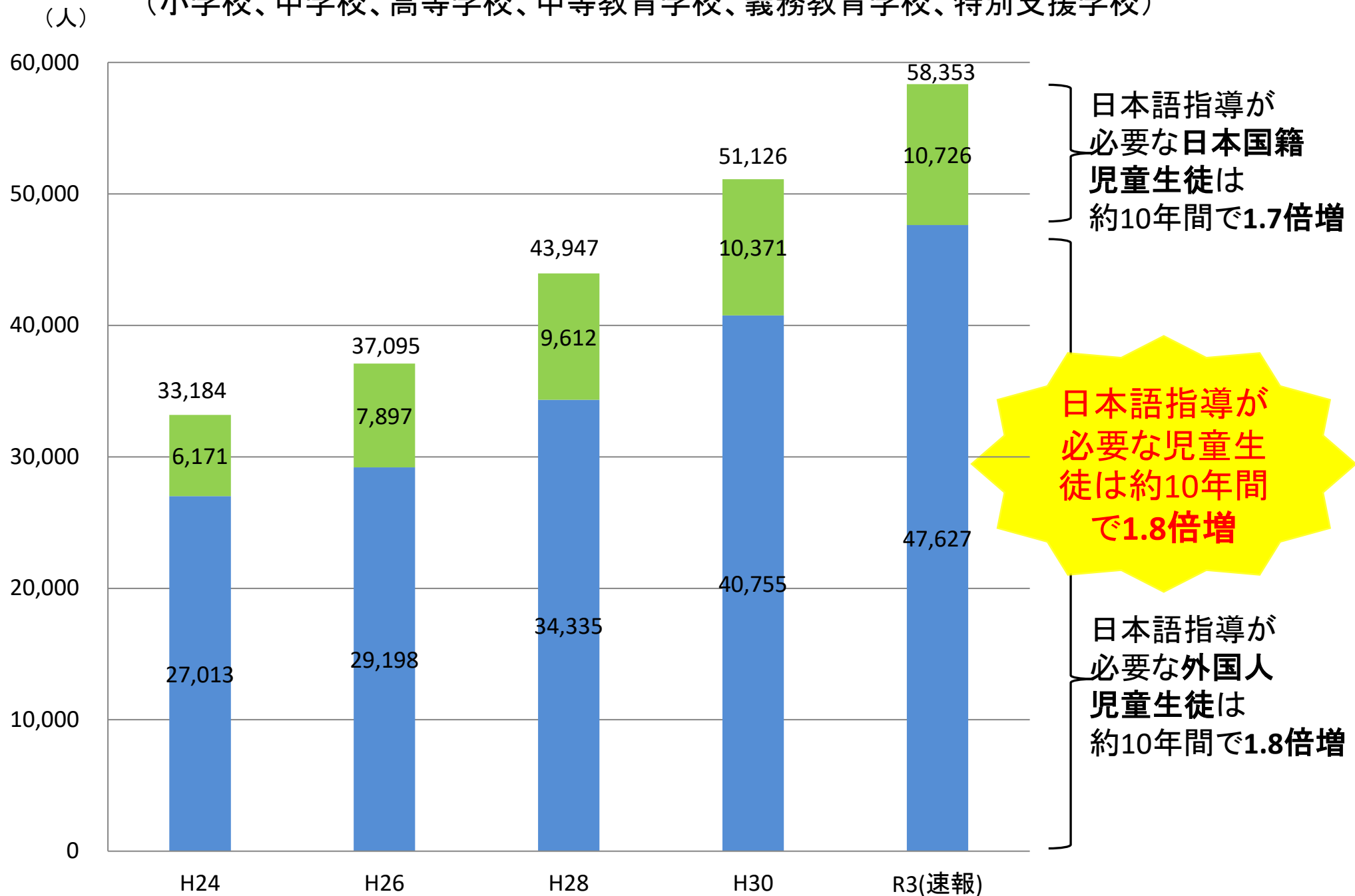
区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校					
小学生相当 計	93,474	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	444
(構成比)		(85.2%)	(5.7%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.3%)	(100.0%)	
中学生相当 計	39,836	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	356
(構成比)		(83.3%)	(6.7%)	(0.6%)	(2.4%)	(7.0%)	(100.0%)	
合計	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	800
(構成比)		(84.6%)	(6.0%)	(0.5%)	(2.4%)	(6.5%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。



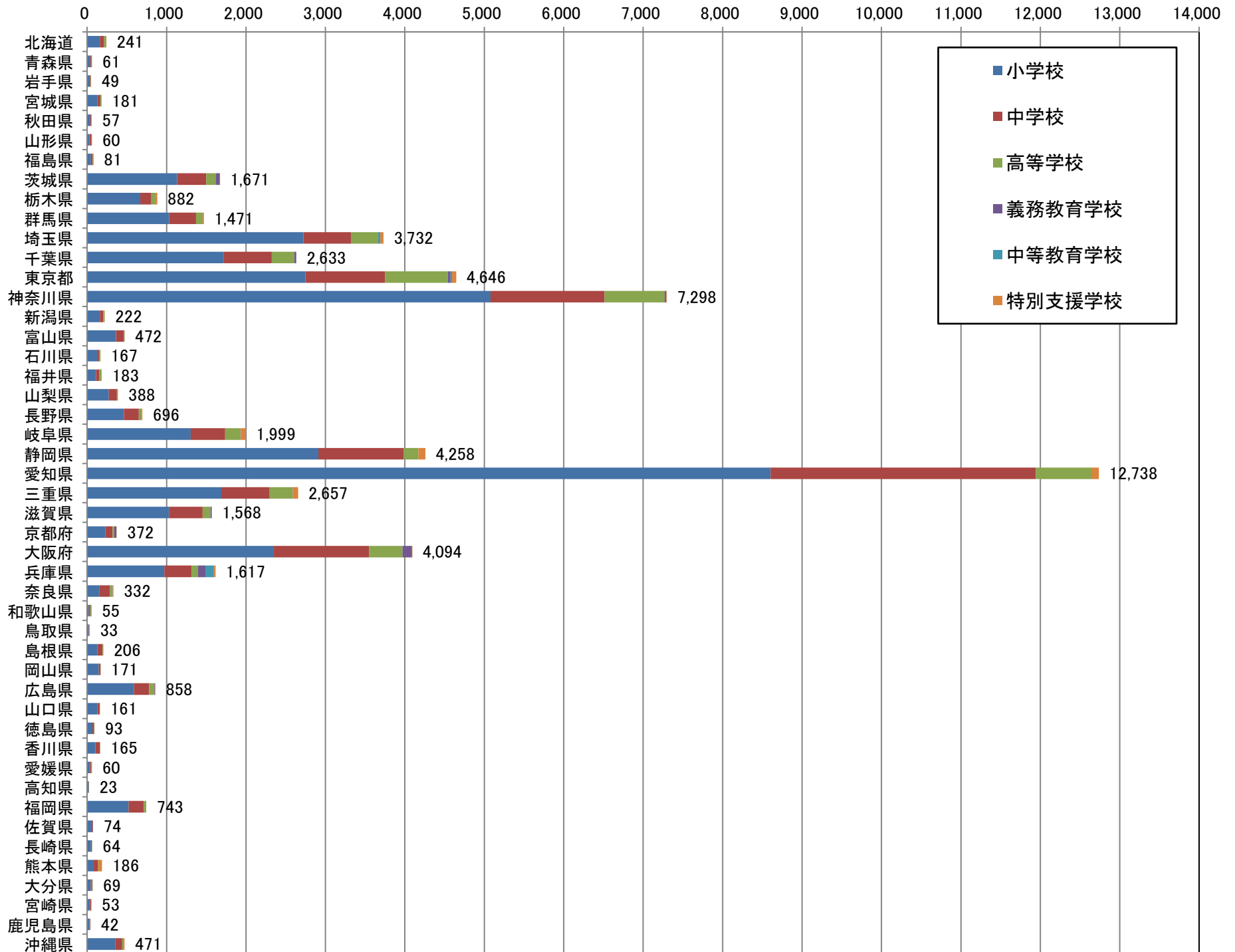
# 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



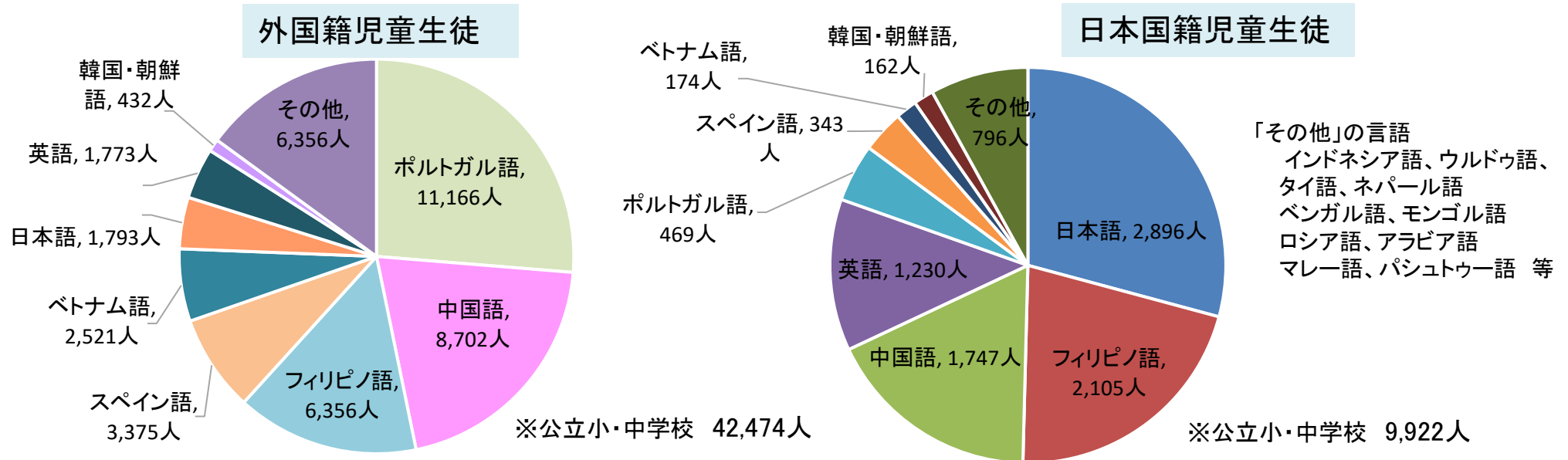
# 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

(児童・生徒数：人)



# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

## ① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

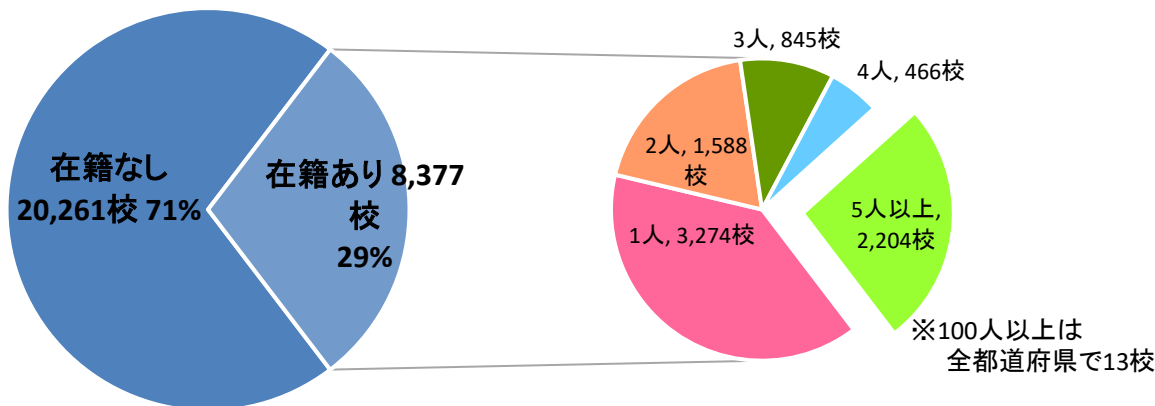


出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（令和3年度（速報）」）

## ② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

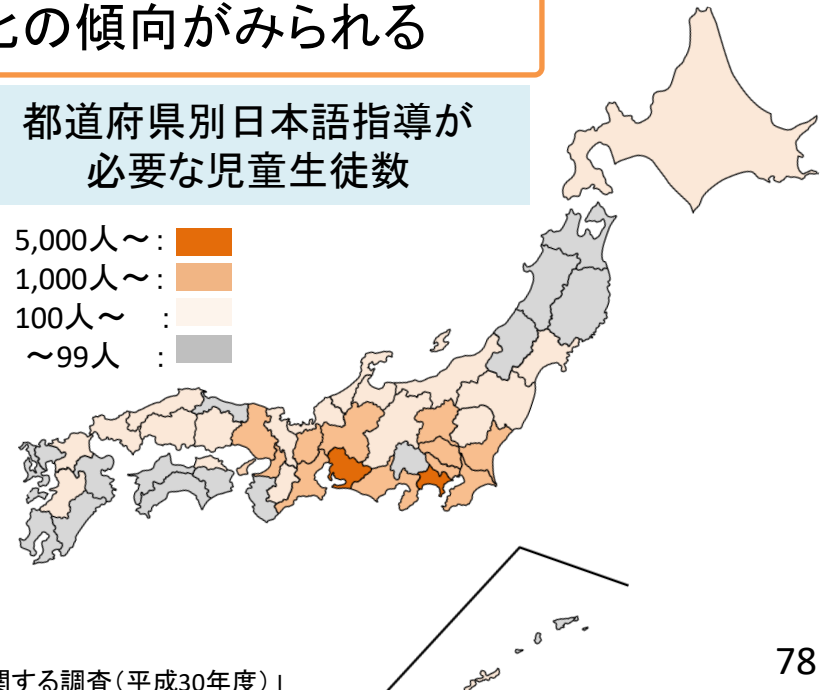
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

（公立小・中学校 28,638校）



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数

5,000人～：  
1,000人～：  
100人～：  
～99人：



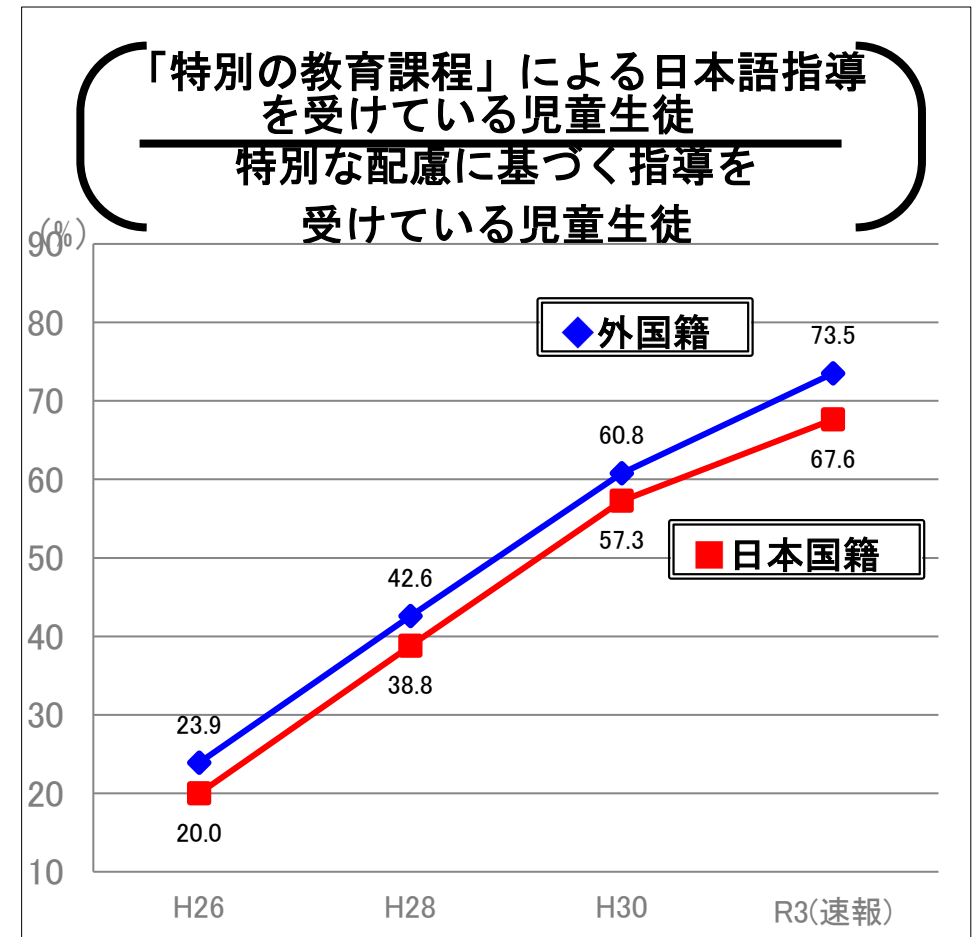
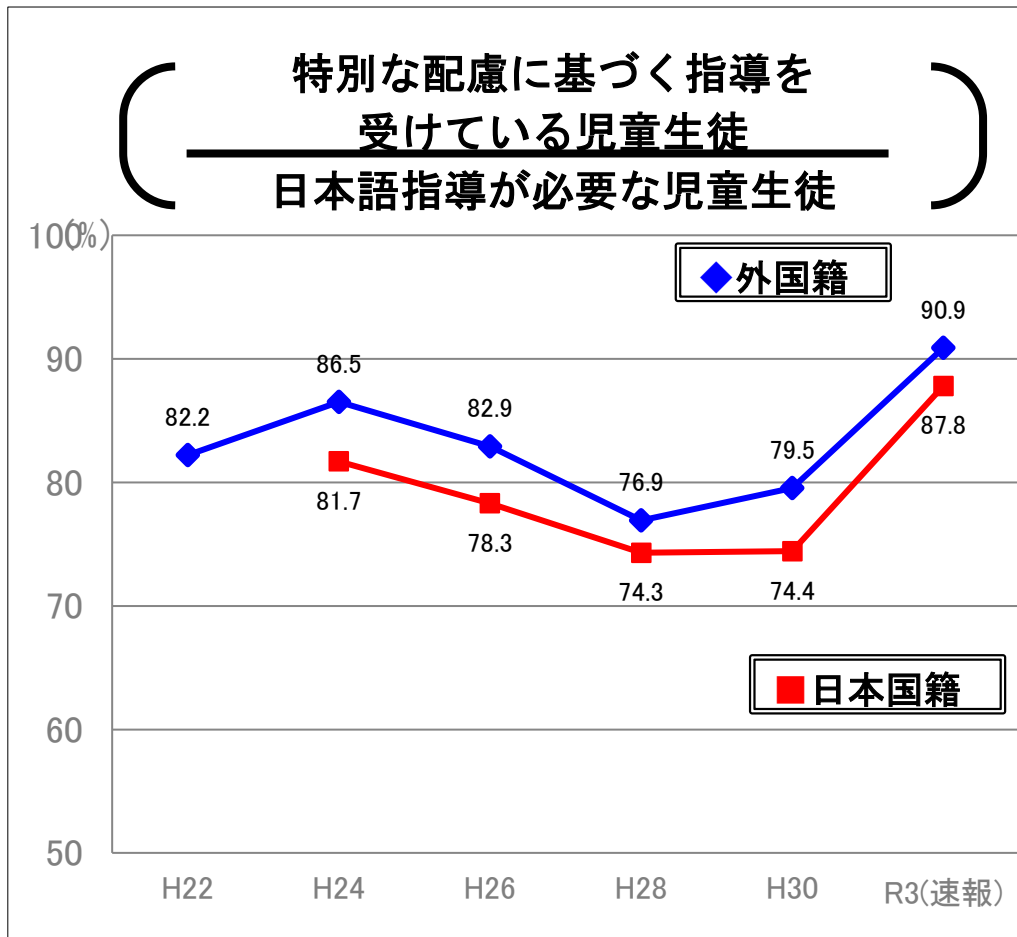
出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成30年度）」

# 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別な配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で90.9% (11.4ポイント増)、日本国籍の者で87.8% (13.4ポイント増)となっている。

このうち、小中学校において一人一人の日本語の能力に応じた個別指導を行う「特別の教育課程」(\*)を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ73.5% (12.7ポイント増)、67.6% (10.3ポイント増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



# 令和2年度中の日本語指導が必要な中学生等の進路状況

※中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校(中学部)が対象

## ①進学率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後高等学校や専修学校などの教育機関等(※1)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な中学生等	4,216	3,791	89.9%
全中学生等	983,810(※2)	975,671(※2)	99.2%

(※1)専修学校(高等課程、一般課程)、公共職業能力開発施設等を含む

(※2)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

## ②就職率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後就職した生徒数	就職率
日本語指導が必要な中学生等	4,216	100	2.4%
全中学生等	983,810(※2)	1,761(※2)	0.2%

(※2)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

## ③進学も就職もしていない者の率

	中学校等を卒業した生徒数	中学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な中学生等	4,216	212	5.0%
全中学生等	983,810(※2)	6,328(※2)	0.6%

(※2)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

# 令和2年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校(高等部)が対象。

## 1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	4,757	264	5.5%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,132,224(※1)	20,283(※2)	1.0%

(※1)「令和2年度学校基本調査」を基に算出

(※2)「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出

## 2. 進路状況

### ①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※3)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	952	494	51.9%
全高校生等	712,927(※4)	523,223(※4)	71.1%

(※3)短期大学、専門学校、各種学校を含む

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

### ②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	228	89	39.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	134,965(※4)	4,401(※4)	3.3%

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

### ③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	952	128	13.4%
全高校生等	712,927(※4)	45,777(※4)	4.8%

(※4)「令和3年度学校基本調査」を基に算出

# 帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>日本語指導が必要な児童生徒に対する「<b>特別の教育課程</b>」の制度化（平成26年度～）</li><li>義務標準法に基づく<b>日本語指導に必要な教員の基礎定数化</b>（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置）</li><li>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<b>日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等</b>を推進</li></ul>
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>(独)教職員支援機構における「<b>指導者養成研修</b>」の実施</li><li>外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「<b>モデルプログラム</b>」の開発（令和元年度）</li><li><b>外国人児童生徒等教育アドバイザー</b>の教育委員会等への派遣（令和元年度～）</li><li>「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営</li><li><b>日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画</b>を制作し、文科省HPにおいて公開</li></ul>
3.就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>「外国人の子供の就学促進事業」により、<b>就学状況・進学状況の調査</b>等を実施する自治体を支援</li><li>外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月）</li><li>日本語教育推進法の基本方針に基づき、<b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針</b>を発出(令和2年7月)。学齢簿における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進</li><li>外国人の子供・保護者に対し、<b>日本の学校生活について紹介する動画</b>を制作し、文科省HPにおいて公開</li><li><b>夜間中学</b>の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）</li></ul>
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<b>進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポート</b>に資する取組、<b>放課後や学校内外での居場所づくり</b>に資する取組等を推進</li><li>上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における<b>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定</b>や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）</li><li><b>高等学校において日本語指導を推進するための検討</b>及び<b>日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料</b>開発を開始（令和3年度）</li></ul>
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li><b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て<b>調査研究</b>を実施（令和2年度～）</li><li>日本の幼稚園について7言語で説明している「<b>幼稚園の就園ガイド</b>」及び「<b>外国人幼児等の受入れにおける配慮について</b>」を作成し周知</li></ul>

## 外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和4年6月14日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

# 小・中学校における「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

## 1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)  
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

## 2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施  
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施  
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

## 3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等  
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等  
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等  
・課外での指導・支援



# 高等学校等における「特別の教育課程」の編成・実施について

- ▶ **公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している**（H20：1,562人→H30:4,172人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- ▶ 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、**中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い**、等の課題が明らかになっている。
- ▶ このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、**日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要**。

➡ **令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を行う。**

## 改正の概要

### ○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
  - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
  - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

### ○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、**教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。**
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
  - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
  - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

### ○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の**教育課程に加え、又はその一部に替える**ことができる。
- ・ただし、必履修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、**21単位を超えない範囲**で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
----------------------	---------------	-------------	---------------------	------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目	総合的な探究 の時間	選択教科・ 科目	日本語の能力に 応じた特別の指導	特別活動
----------------------	---------------	-------------	---------------------	------

## 今後の予定

- ・令和4年3月 改正省令・告示等公布
- ・令和5年4月 制度の運用開始

# 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

## 趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

## 概 要

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ **日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）**
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

### 学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

## 施行 期 日

平成29年4月1日

# 外国人児童生徒等への教育の充実

令和4年度予算額 11億円  
(前年度予算額 9億円)



## 施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。

課題

体制整備

指導内容構築



# 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

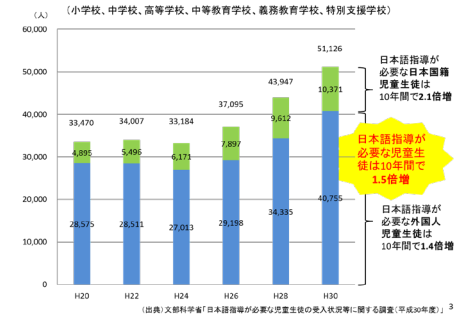
令和4年度予算額  
(前年度予算額)

1,058百万円  
830百万円)



## 背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人（10年間で1.5倍）と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在  
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人  
⇒ **外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。**



## 事業内容

### I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

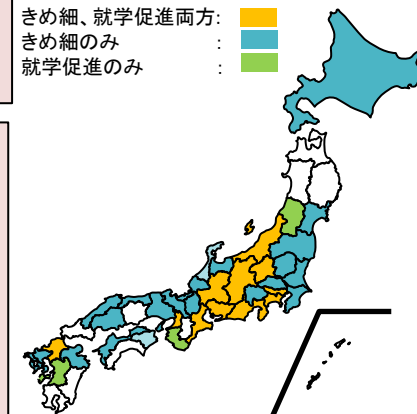
予算額 : 951百万円 (723百万円)  
補助対象 : 都道府県・市区町村  
※指定都市・中核市以外の市区町村は  
都道府県を通じた間接補助  
補助率 : 1/3

#### 【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

### (参考) 令和4年度補助実績

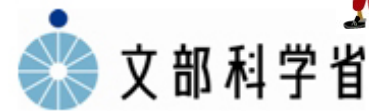
【きめ細事業実施】	【就学事業実施】
28都道府県	1県
15指定都市	4指定都市
20中核市	3中核市
91市区町村	18市区町村



### <関連する政府方針(抄)>

- ・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする。「対日直接投資促進戦略」(R.3.6.2推進会議決定)
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R.3.6.2閣議決定)
- ・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R.3.6.15関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R.3.6.18閣議決定)

- 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。



## 目 的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの  
このアイコンから  
検索してください



## 検索サイトについて

トップページのアドレス

<https://casta-net.mext.go.jp/>



## 管理運営について

「かすたねっと」は2022年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

## 問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111 (内線 2035)

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

# 「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

## 「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

### 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

## 改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
  - ・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
  - ・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
  - ・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
  - ・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
  - ・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

# 外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

# 文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など40名を委嘱（令和4年度）。

派遣費用は  
文科省が負担

## このようなご希望やお悩み・・・

教育委員会で・・・

- ◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！  
そのために、経験豊富な講師を招きたい。

大学で・・・

- ◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。  
どんなカリキュラムがいいのか・・・。

教育委員会で・・・

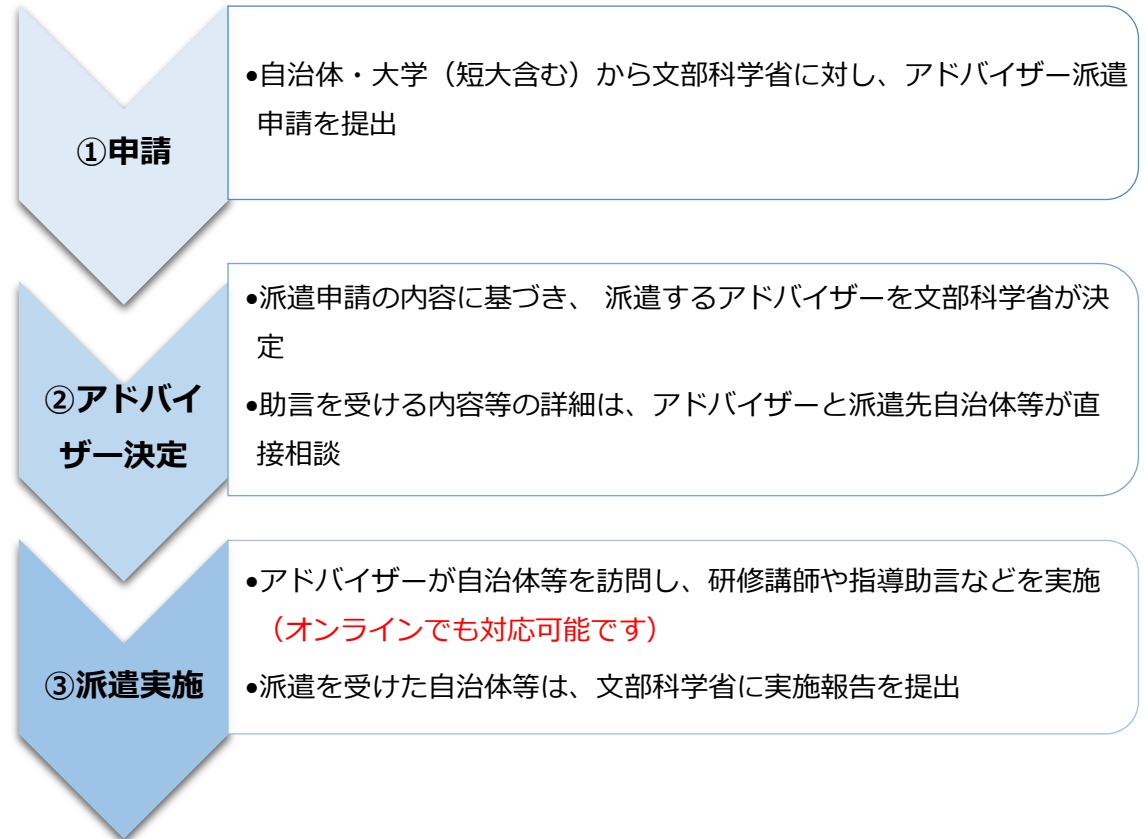
- ◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

地域で・・・

- ◆子どものいる外国人家庭がとても多い。  
NPOと連携して、支援の取組ができないか・・・。

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

## ◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ



詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm)

# 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、**外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう**、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために**地方公共団体が講ずべき事項**を指針として策定。

## 1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

### (1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

### (2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保**

### (3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

## 2. 学校への円滑な受入れ

### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

### (3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

### (5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

### (6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

## 3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携



# 外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

## 検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

## 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

## 分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用 等）の一層の活用促進</li> <li>• <b>散在地域の指導体制構築</b>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「<b>日本語教師</b>」を、<b>学校での日本語指導に積極的に活用</b>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）</li> <li>• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、<b>ICT教材の活用、遠隔授業の実施等</b>を推進</li> </ul>
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教員研修のための「<b>モデルプログラム</b>」を<b>全国展開</b></li> <li>• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<b>研修用動画を作成</b></li> <li>• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>大学等における履修証明等</b>により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討</li> <li>• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討</li> <li>• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討</li> </ul>
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外国人の子供の就学促進に関する<b>先進事例を自治体に提供</b></li> <li>• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進</li> <li>• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査</li> <li>• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</b></li> <li>• <b>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</b>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）</li> </ul>
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</b>し、各地域の実情に応じた取組を促進</li> <li>• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実 等）の継続実施と一層の活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>高等学校における「特別の教育課程」の適用</b>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討</li> <li>• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討</li> </ul>
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</b>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施</li> <li>• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<b>母語・母文化を尊重した取組の推進</b></li> <li>• <b>プレスクール</b>等の取組の更なる推進方策を検討</li> </ul>

令和3年1月26日  
中央教育審議会

### 第Ⅰ部 総論

#### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

#### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

##### 成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

##### 課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念  
(自立・協働・創造)の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

## 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

### (1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

### (2) 指導体制の確保・充実

- ① **日本語指導のための教師等の確保**
  - 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
  - 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
  - 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築
- ② **学校における日本語指導の体制構築**
  - 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
  - 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
  - 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知
- ③ **地域の関係機関との連携**
  - 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
  - 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

### (3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

- ① **教師等に対する研修機会の充実**
  - 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
  - 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築
- ② **教員養成段階における学びの場の提供**
  - 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討
- ③ **日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発**
  - 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
  - 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信
- ④ **外国人児童生徒等に対する特別な配慮等**
  - 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
  - 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

### (4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

### (5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

### (6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

# 高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

## 現状と検討の背景

- 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

## 制度化の必要性等

- 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
  - しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

## 制度化の在り方

- 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

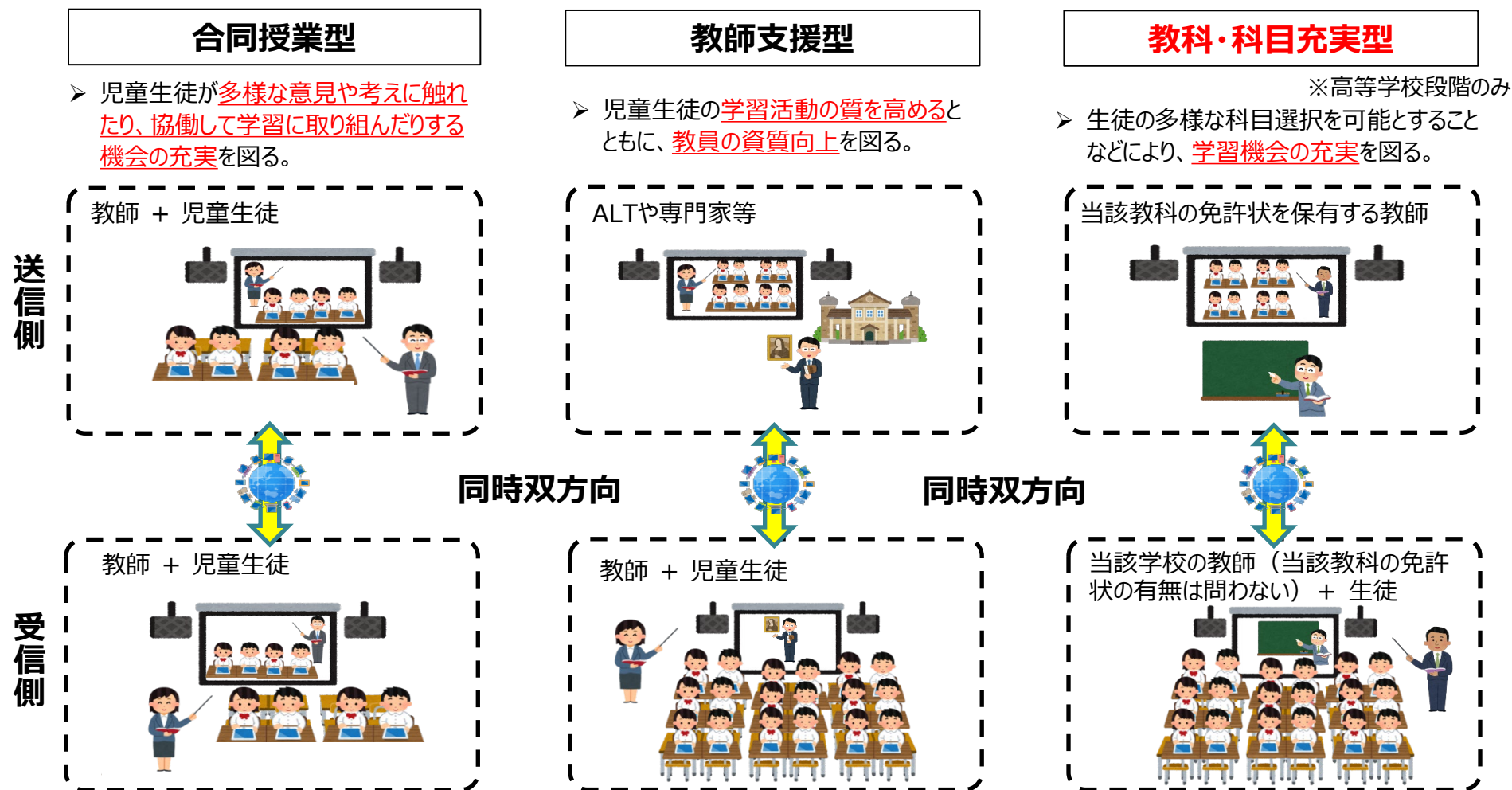
## 充実方策

- 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する

# 高等学校における遠隔授業 [教科・科目充実型]

## (1) 遠隔授業 [教科・科目充実型] の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業 [教科・科目充実型]を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目（第二外国語等）の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。



# 高等学校段階における遠隔教育の推進について（概要）

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これまでの取組状況を踏まえ、高等学校段階における遠隔教育の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の改正を行うこととする。

## 主な要件・留意事項（改正前）

### ● 修得単位数関係

卒業までに必要な単位数（74単位以上）のうち、遠隔教育による修得単位数は36単位まで。

### ● 対面授業の必要時間数関係

対面により行う授業を、各教科・科目等の特質に応じた相当の時間数行うこと。

（例）

- ・国語総合（4単位）の場合は、4単位時間、
- ・数学Ⅰ（3単位）の場合は、3単位時間、
- ・コミュニケーション英語Ⅰ（3単位）の場合は、12単位時間 等

## 主な要件・留意事項（改正後）

### ● 単位数算定の弾力化

遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととする。

⇒ 卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となる。

### ● 対面授業の必要時間数の見直し

年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能とする。

※1単位科目は年間1単位時間以上でも可

## （参考）受信側の体制の在り方に関する実証研究の実施【令和3年度予算2.1億円計上※】

### ● 中山間地域・離島等の小規模高校における受信側の教員配置の特例措置・在り方検討

- ・ 教員の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの受信校の身分を有し、安全管理や学習支援等を行うことができる者の配置をすることを特例的に可能とし、小規模高校の受信側の体制の在り方について実証研究を実施する（13箇所程度）。

※地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）

# (参考) 遠隔授業 [教科・科目充実型] を行う際の主な留意事項について

改正前

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として <b>教員を配置するべき</b> であること。 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う各教科・科目等の特質に応じ、 <b>対面により行う授業を相当の時間数行うこと</b> 。 ※国語・地理歴史・数学等：1単位当たり1単位時間（50分）、理科・外国語等：1単位当たり4単位時間 等 ・ <b>36単位を上限</b> とすること。 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない。

改正後

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として <b>教員を配置するべき</b> であること。 ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要） ※ <b>受信側の体制の在り方に関する実証研究をCOREハイスクール・ネットワーク構想で実施【実証研究】</b>
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う各教科・科目等の特質に応じ、 <b>対面により行う授業を相当の時間数行うこと</b> 。 ※ <b>年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能（1単位科目は年間1単位時間以上でも可）【改正】</b> ・ <b>36単位を上限</b> とすること。 ※ <b>主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない。【改正】</b> ※病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない。

# COREハイスクール・ネットワーク構想

令和4年度予算額 0.8億円  
(前年度予算額 2.1億円)



地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：COllaborative REgional High-school Network

## 背景 ・ 課題

- **中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校**においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの**多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要**であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた**多様な科目開設や習熟度別指導が困難**。  
→ **複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用**により、中山間地域や離島等の高等学校においても**生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援**を可能とする高等学校教育を実現し、**持続的な地方創生の核としての機能強化**を図る。

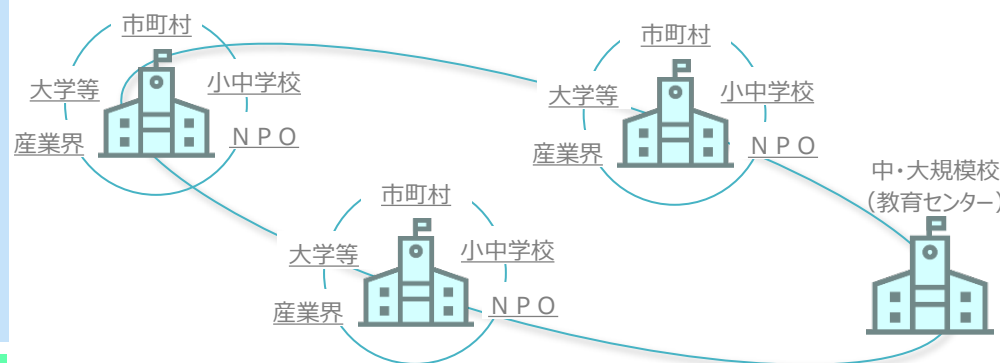
## 事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

### ①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

- ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒免許外教科担任制度の利用解消
- ◆文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

### ②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

### 【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施

## 生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校	委託先	学校設置者
箇所数 単価（期間）	13箇所（令和3年度指定） 480万円程度/箇所（原則3年）	委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）



# COREハイスクール・ネットワーク構想実施機関一覧（令和3年度指定）

	管理機関	ネットワークを構成する学校等
1	北海道 教育委員会	有朋高等学校、夕張高等学校、月形高等学校、蘭越高等学校、寿都高等学校、虻田高等学校、厚真高等学校、穂別高等学校、平取高等学校、福島商業高等学校、南茅部高等学校、長万部高等学校、松前高等学校、上ノ国高等学校、下川商業高等学校、美深高等学校、苫前商業高等学校、豊富高等学校、礼文高等学校、利尻高等学校、常呂高等学校、津別高等学校、佐呂間高等学校、清里高等学校、興部高等学校、雄武高等学校、本別高等学校、阿寒高等学校、標津高等学校、羅臼高等学校
2	岩手県 教育委員会	葛巻高等学校、西和賀高等学校、花泉高等学校、山田高等学校、種市高等学校、岩手県立総合教育センター
3	宮城県 教育委員会	宮城野高等学校、田尻さくら高等学校、柴田農林高等学校川崎校、岩ヶ崎高等学校、中新田高等学校
4	群馬県 教育委員会	長野原高等学校、嬬恋高等学校、渋川高等学校、吾妻中央高等学校、尾瀬高等学校
5	新潟県 教育委員会	佐渡高等学校、佐渡高等学校相川分校、羽茂高等学校、佐渡総合高等学校、佐渡中等教育学校、阿賀黎明高等学校、新潟翠江高等学校
6	愛知県 教育委員会	内海高等学校、加茂丘高等学校、足助高等学校、福江高等学校、新城有教館高等学校作手校舎、田口高等学校、愛知県総合教育センター
7	島根県 教育委員会	益田高等学校、江津高等学校、津和野高等学校、吉賀高等学校
8	広島県 教育委員会	福山誠之館高等学校、油木高等学校、東城高等学校、日彰館高等学校
9	高知県 教育委員会	清水高等学校、宿毛高等学校、宿毛工業高等学校、中村高等学校、中村高等学校西土佐分校、幡多農業高等学校、大方高等学校、窪川高等学校、四万十高等学校、遠隔授業配信センター（高知県教育センター内）
10	長崎県 教育委員会	宇久高等学校、壱岐高等学校、奈留高等学校、北松西高等学校
11	熊本県 教育委員会	第一高等学校、小国高等学校、牛深高等学校、球磨中央高等学校、熊本県立教育センター
12	大分県 教育委員会	中津南高等学校耶馬溪校、久住高原農業高等学校、国東高等学校、佐伯豊南高等学校、中津南高等学校、大分南高等学校、情報科学高等学校
13	宮崎県 教育委員会	高千穂高等学校、福島高等学校、延岡高等学校、宮崎南高等学校

# 遠隔教育に関する実証事業による成果について

遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証事業（令和2年度） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00932.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00932.html)

## 事業内容

- 多様性のある学習環境の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を実施
- 遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果を検証

## 成果物

### 遠隔教育システム活用ガイドブック 第3版



#### 主な掲載内容

- ・遠隔教育の分類 ・遠隔教育の接続形態
- ・遠隔教育に必要となるICT機器
- ・ICT機器の導入・利用のポイント
- ・実践例 ・環境構築や実施のポイント など

目的に応じた活用方法やノウハウ等を整理

### パンフレット

「学びを止めない！ これからの遠隔・オンライン教育  
～普段使いで質の高い学び・業務の効率化へ～」

#### 主な掲載内容

- ・学びを止めない具体的な取り組み
- ・Withコロナ・ポストコロナにおけるICT活用
- ・ICT機器やシステム等の環境整備・準備 など

新型コロナウイルス感染症による  
臨時休業中の取組等を紹介

## 実証研究テーマの例

- 専門性を育む教育における遠隔教育
- 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育
- 多様性のある学習環境の遠隔教育
- 教職員を対象とした活用 など



### 全国遠隔教育フォーラム（実践例4本／YouTube動画1本）

全国遠隔教育フォーラム	
文部科学省 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証 成果報告会	
令和2年3月8日（日）13:30～	
1.文部科学省発表	文部科学省 初等中等教育局 情報教育・外国語教育課
2.実践発表	内閣府 教育社会政策研究所 経済産業省 産業技術振興本部 建設省 建設省教育委員会 国土交通省 国土交通省教育委員会 徳島大学 教育学部
4.パネルディスカッション	コーディネーター 筑波大学教授 中川一史氏 文部科学省 遠隔教育課長 藤田 隆雄氏 徳島大学 教育学部 教授 藤田 隆雄氏

- ・全国遠隔教育フォーラムの様子（動画）
- ・文部科学省による遠隔教育概要資料
- ・実証地域による事例発表資料

成果報告の様子を紹介

### 分類別遠隔教育事例（YouTube動画9本）

A1 遠隔交流学习・A2 遠隔合同授業  
—遠隔教育事例紹介—



- 例) A1 遠隔交流学习・A2 遠隔合同授業
- B2 専門家とつないだ遠隔学習
- E 遠隔教員研修 など

目的や接続先等による分類ごとの実践事例を紹介

### 始めよう遠隔教育（YouTube動画3本）



- ・初級編：Web会議システムの使い方
- ・中級編：システムで具体的にできること
- ・上級編：効果的に活用するために

遠隔教育システムの使い方を段階的に紹介

# 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指す

※ ( )内は、令和3年度予算額

## 幼児教育・保育の無償化

○令和元年10月から実施されている無償化措置を着実に実施する。(内閣府計上)  
【令和4年度予算額:3,410億円(3,410億円)】

## 高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金の充実

- 高等学校等就学支援金等【令和4年度予算額:4,142億円(4,169億円)】
  - ・早生まれの高校生等に係る判定基準の改善等
- 高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)【令和4年度予算額:151億円(159億円)】
  - ・低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金を充実
  - ・非課税世帯全日制等(第1子)の給付額の増額
  - ・ICT端末の持ち帰り等への対応に伴う通信費相当額の増額(非課税世帯について、+2,000円)

高等教育段階

高校等段階

義務教育段階

幼児期

## 就学援助の充実

- 要保護児童生徒の保護者に対する就学援助の充実
    - ・「オンライン学習通信費」・小学校の「新入学児童生徒学用品等」の単価引き上げ
- 【令和4年度予算額:5.6億円(5.9億円)】

## 高等教育の修学支援

- 高等教育の修学支援の確実な実施「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免給付型奨学金)を確実に実施(内閣府計上)。  
【令和4年度予算額:5,196億円(4,804億円)】

希望する質の高い教育を受けられる社会を実現

### 3. 第1～3回部会における教育とウェルビーイングについての御意見



#### 教育とウェルビーイングについて

- ・人間中心や、ウェルビーイング、多様性・包摂性という考え方を養成する、基本的な価値を置くことも、これからの議論では必要ではないか。
- ・ウェルビーイングが誰かから与えられてもらえるものという感覚がある気がする。自分たちで実践を通じて獲得していくような取組のための新しい方向性が見えればいいと思う。
- ・ウェルビーイングという言葉、生徒や先生にすっとんと落ちるようにすべき。
- ・ウェルビーイングとは何か、共通理解を持つ必要があるのではないか。施策がそこにつながるのか。つまり、子供たちが育つことでウェルビーイングな社会ができていくということもあるだろうし、子供たち自身がウェルビーイングに生きていける力を育むということもあるかもしれない。その辺りは整理し、4期の最終的なこの指標の中には、ウェルビーイング指標が入るのか、議論するべきではないか。
- ・ウェルビーイングに関しては、きちんとデータセットとの連携をしていくことが重要。デジタル庁との話も出てきたが、データ連携をすることで教育とほかの部分との役割をつなぐことができる。ウェルビーイングは、基礎的なベースラインのウェルビーイングと、主体的で可能性やチャレンジにつながるウェルビーイング、両方が必要。ウェルビーイングを実現していくためにもデータを収集して分析をし、エビデンスに基づく観点を提案することも必要ではないか。
- ・3期の中で、多様性が様々な場所で盛り込まれていたが、新しい次の計画の中でも重要視されているウェルビーイングにも、多様性がつながっている概念。学んだ側にとっての実感がきちんとあるかどうかはウェルビーイングの話とも関わってくるので、主観的な部分についても指標化を検討するとともに、スキルの多様性を理解する土壌づくりが必要ではないか。
- ・ウェルビーイングの観点からいうと、デジタルの教科書やコンテンツを使うことで、主観的な意欲につながっているのか、測定する必要があるのではないか。保護者、先生、それから子供たちにとっての活用可能性が広がっていくことによって、それもただ便利で楽ということではなくて、その奥に、少し空いた時間でいろんな作業ができるとか、もっと深掘りの学習ができるとか、あるいはスムーズなコミュニケーションができるというような、本当に社会的なつながりということにも展開していくといったことをこれからどのように活用できるのかが大事。せっかく端末を子供たちが持っているのであれば、定期的に満足度を聞くこともできるので、フォローの測定の仕組みづくりはきちんと考えていく必要がある。
- ・小学校と中学校の自己肯定感の指標はあるが、多くの議論がされている若者については、ここでは語られないのだという印象。指標の設定の仕方も少し工夫が必要。

### 3. 第1～3回部会における教育とウェルビーイングについての御意見

#### 教育とウェルビーイングについて

- ・ Society5.0、SDGsといった未来志向を持ち、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度の在り方を考えていく必要がある。
- ・ 国際社会のアジェンダとの連動を考えながらウェルビーイングを確保していける教育計画が求められている。連帯、あるいは連携・協力がこれまで以上に大事になってきている国際社会において、次世代を担う子供たち、あるいは生涯教育という視点を含めて、私どもが何をどう考えていくかということは、教育が担う大きな責務と役割。
- ・ 最近のパンデミックの影響もあって、従来の想定以上に職業も働き方も多様化し、家族の形も多様化、ライフスタイルも多様化、求めるウェルビーイングの形も多様化している。それぞれの、学びの形の多様化は不可避。一元的に一つの形に収れんしない、障害のある人も不登校の人も、経済的困難や家族の介護の必要性等から学習機会に困難を持つ人などを含め、一人一人の人生の多様性を包含した制度が必要。
- ・ これからの社会づくりにオーナーシップをしっかりと取っていける子供たちの育成を目指したい。それがスマート社会、一人一人のウェルビーイングにつながるのではないか。オープンな学校教育、開かれた学校現場と言うが、実行できていない。経済界にかかわらず、学校以外の広い社会との連携を具体的にどのように使うのかをもう少し細かく議論していくことが必要。
- ・ DXの第3段階が意味する社会というのはどういう社会なのかについての理解が、これは学校も教師も含めてされることが大事。Society5.0社会とはどういう社会なのかということにも通じるし、ウェルビーイングやダイバーシティ&インクルージョンといった社会とも実は重なる問題。

### 3. 第1～3回部会における誰一人取り残さない教育についての御意見

#### 誰一人取り残さない教育について

・一人一人の可能性が最大限に引き出されると同時に、誰一人取り残されないという多様性と包摂性、ダイバーシティ&インクルージョンの視点が重要である。

・共生社会を目指すには、教育の場、特に幼児期からの集団教育の場における障害者理解教育、インクルーシブ教育の推進が不可欠。多くの人々に理解されていない今の学校制度、特に後期中等教育以降の制度を、この転換期に一度見直し、認知を広げることで、高校中退や不登校の問題も解決につながっていくのではないかと。

・誰も取り残さない社会の実現と言いながらも、障害を持った人や排除されてきた方への学習機会の提供に、社会教育の領域が本当に真剣に関わってきたかどうか、反省がある。SDGsの目指すべきゴールをみんなで共有して、みんなが力を合わせてその実現を目指すために、本当に令和の時代にふさわしい新しい学びの仕組みづくりが、今この教育振興計画の中で答えが見えてくれば何より。

・経済状況や地理的条件の影響を受けることなく、また障害の有無に関わらず、全ての人に学習の機会が保障されなければならない。それが初等中等教育・高等教育のみならず、生涯学習においても保障されなければならない。共通して人々の学ぶ、学習するという、まさに基本的な教育の保障ということを、全ての分野でさらに充実していくための方向性をさらに充実して示していきたい。

・SDGsでは「誰一人取り残すことのない」施策が重視されており、教育の機会の均等だけではなくてエクイティー、すなわち公正性をどう考えるかが関係する。このことは、「一人一人の個別最適な学び」に通じる視点。そこでは学習成果の可視化、あるいは学びの質をどう担保していくかが課題になる。

・外国人児童生徒の教育について、重要な課題として取り上げていく必要があるのではないかと。支援の対象として見るのではなく、多様性が尊重される社会を共につくっていく担い手という視点が必要ではないかと。強みを私たちがきちんと認識して、そういう強みが引き出されるようなアプローチから、こういった当事者と共に社会をつくっていく視点を、打ち出していく必要があるのではないかと。

・北海道は広域分散型で、道立高校の4分の1が1学年1クラスしかない。そういった学校の存続は地域創生にもつながる。次期計画には、遠隔授業の充実についての内容が必要。少子化であるにもかかわらず、通信制に通う生徒の割合が増えている。特に私立の広域通信制がかなり生徒を集めている。学びの多様化が進んでいる。本校は通信制もあり、全道に3,000人の生徒を抱えているが、その子たちの家庭環境、生育歴はさまざま。通信制にもっと光を当てる必要があるのではないかと。

・社会全体の問題として、ヤングケアラーの問題がある。より多くの子が安心して学べる環境をとったときに、この間に起こってきた子供たちの状況というのをもう一回捉え直すことが、必要だと思う。

### 3. 第1～3回部会における誰一人取り残さない教育についての御意見



#### 誰一人取り残さない教育について

- ・個別最適化、具体的には、飛び級や早期卒業。今、初等中等高等教育では横並びで、ほぼ同じ年、同じ学年となっているが、イノベータータイプな人材を育てるためにも飛び級等があってもいいのではないか。
- ・前回の振興計画立案時に一番大切だった誰も取り残さないということは、確実に根づいてきている。多様性、包摂的にそれらを取り扱う、公平・公正に、ということは大賛成。飛び抜けたタレントをどのように扱うか、誰にでも何かにおいてそのような才能はあるだろうという前提に立って、小中高大、社会人、いずれに対してもそのようなことが開花する形の教育システムについて議論したい。
- ・自らが判断していくこと、判断する主体になっていくことを前提にした教育を推進していくべき。特異な才能のある子供たちをどのように支援していくのか、不登校だけではなく、能力が高いことによる困難さといった課題も出てきている。100人いたら100人全員の多様なニーズがあるという前提に立つことが必要で、行政だけの設置目標では対応し切れない。社会教育、民間活用を含めて全体で何をなし得ていて、どこまでなし得ていなくて、誰を取りこぼしているのかをはっきりするような評価の仕方をするべきではないか。地域資源を含めてみんなで受け止めていく、誰を取りこぼしているのかというところが評価されていく仕組みで、多様なニーズに対応していける実態が見えるのではないか。
- ・デジタル教科書は、紙と違って、任意の場所を拡大したり、線を引いたり、あるいは背景色を入れ替えたりすることができる。これは障害のあるお子さんに非常に有効。あとルビを打ったり、機械音声で読み上げたりする。これは日本語に通じない方に有効。紙の内容と同じものがデジタルになるだけで、様々な合理的配慮という観点で有効な点が出てくる。
- ・DXとオンライン化は、「境界を越える」、つまり違う地域にいる人たち、違う立場の人たち、違う学校にいる子供たちがグループワークできるということが大変大きい意味を持つ。学校を越えたオンライン化、DXをつなげて考えていく必要があるのではないか。
- ・デジタルの活用は、限られた人への教育の機会というグローバル教育ではなくて、誰一人取りこぼさないというグローバル教育への可能性を大いに秘めていると思う。
- ・デジタル教科書は賛成だが、やればやるほど子供たちは画面ばかり見るようになり、先生の顔を見ない。不登校の子供たちは人の顔を見るのが苦手なので、デジタル教科書で喜んで勉強する。デジタルを与えれば与えるほど殻の中に入っていき、授業をオンラインにすると学校に二度と来なくなるので、今はオンラインやめている。デジタル教科書を導入していくときに、それが逆効果になっていくケースもある。
- ・例えば合理的配慮や、特別支援につながることで、一人一人にどのように対応するか。いじめの相談がしやすいことにもICTは関係する。ICTを使ってログが取れる。利用ログや、あるいは学習の成果をしっかりと把握して、学習指導や特別支援、合理的配慮に反映していく。
- ・国の基本計画が学校現場に届くことが非常に重要。第4期の基本計画をつくるときに、易しい日本語の発想で、分かりやすい言葉でつくることを意識すべき。